

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正素案 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><b>第1編 海上災害対策編</b></p> <p>第1章 総則 第1節～第2節</p> <p>略</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～4</p> <p>略</p> <p>5 市町村</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>6～9 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 海上交通の安全のための情報の充実</p> <p>略</p> <p>第2節 船舶の安全な<u>運行</u>の確保 第1 略 第2 第七管区海上保安本部 第七管区海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図るとともに、機会をとらえ、危険物受入施設関係者に対する管理体制の充実・強化及び船舶乗組員に対する安全運航、安全確認等の各種指導を行うものとする。</p> <p>第3節 船舶の安全性の確保</p> <p>略</p> <p>第4節 海上交通環境の整備 第1 略</p>	<p><b>第1編 海上災害対策編</b></p> <p>第1章 総則 第1節～第2節</p> <p>略</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～4</p> <p>略</p> <p>5 市町村</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>(13)救助実施市は、当該市の区域内における災害救助法適用に関する措置</u></p> <p>6～9 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 海上交通の安全のための情報の充実</p> <p>略</p> <p>第2節 船舶の安全な<u>運航</u>の確保 第1 略 第2 第七管区海上保安本部 第七管区海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図るとともに、機会をとらえ、危険物受入施設関係者に対する管理体制の充実・強化及び船舶乗組員に対する安全運航、安全確認等の各種指導を行うものとする。 <u>走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、巡視船艇による指導、船舶交通の規制を行うものとする。</u></p> <p>第3節 船舶の安全性の確保</p> <p>略</p> <p>第4節 海上交通環境の整備 第1 略</p>	<p>災害救助法改正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R01.5）の修正に基づく修正</p>

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正素案 新旧対照表

<p>第2 第七管区海上保安本部は、航路標識の整備を行うとともに、港湾管理者等が設置・管理する航路標識に係る指導を行うものとする。</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>略</p> <p>第4章 災害復旧計画</p> <p>略</p>	<p>第2 第七管区海上保安本部は、航路標識の整備・老朽化対策を行うとともに、港湾管理者等が設置・管理する航路標識に係る指導を行うものとする。</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>略</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>略</p> <p>第4章 災害復旧対策</p> <p>略</p>	<p>防災基本計画（R01.5）の修正に基づく修正</p>
--	--	-------------------------------

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正素案 新旧対照表

第2編 航空災害対策編	第2編 航空災害対策編	
<p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節</p> <p>略</p> <p>第3節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 空港事務所</p> <p>（1）<u>事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報</u></p> <p>（2）<u>空港（航空通信、無線施設等を含む。）及び航空機の保安</u></p> <p>（3）<u>遭難航空機の捜索及び救助</u></p> <p>（4）<u>自衛隊等に対する派遣要請</u></p> <p>（5）<u>国際民間航空条約第14付属書に準拠した空港緊急計画の策定及び実施</u></p> <p>2～5 略</p> <p>6 航空運送事業者</p> <p>（1）<u>空港事務所、市町村及び警察等の関係防災機関に対する事故状況の的確な通報</u></p> <p>（2）<u>空港事務所が設置する事故応急対策本部への責任者の派遣</u></p> <p>（3）～（5） 略</p> <p>7 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 航空交通の安全のための情報の充実</p> <p>第1 略</p> <p>第2 <u>空港事務所</u></p> <p><u>空港事務所は、航空路誌、ノータム等により航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供するものとする。</u></p> <p>第3 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節</p> <p>略</p> <p>第3節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 空港管理者等</p> <p>（1）<u>福岡空港</u></p> <p>ア <u>大阪航空局福岡空港事務所</u></p> <p>・<u>事故状況の収集・把握</u></p> <p>・<u>空港（航空通信、無線施設等に限る。）の保安</u></p> <p>・<u>遭難航空機の捜索及び救難</u></p> <p>・<u>自衛隊等に対する派遣要請</u></p> <p>イ <u>福岡国際空港株式会社</u></p> <p>・<u>事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報</u></p> <p>・<u>空港（航空通信、無線施設等を除く。）及び航空機の保安</u></p> <p>・<u>国際民間航空条約第14付属書に準拠した空港緊急時対応計画の策定及び実施</u></p> <p>（2）<u>北九州空港</u></p> <p><u>大阪航空局北九州空港事務所</u></p> <p>・<u>事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報</u></p> <p>・<u>空港（航空通信、無線施設等を含む。）及び航空機の保安</u></p> <p>・<u>遭難航空機の捜索及び救難</u></p> <p>・<u>自衛隊等に対する派遣要請</u></p> <p>・<u>国際民間航空条約第14付属書に準拠した空港緊急時対応計画の策定及び実施</u></p> <p>2～5 略</p> <p>6 航空運送事業者</p> <p>（1）<u>空港管理者等、市町村及び警察等の関係防災機関に対する事故状況の的確な通報</u></p> <p>（2）<u>北九州空港事務所及び福岡国際空港株式会社が設置する事故対策本部への責任者の派遣</u></p> <p>（3）～（5） 略</p> <p>7 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 航空交通の安全のための情報の充実</p> <p>第1 略</p> <p>第2 <u>空港管理者等</u></p> <p><u>空港管理者等は、航空路誌、ノータム等により航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供するものとする。</u></p> <p>第3 略</p>	<p>福岡空港民営化に伴う修正</p> <p>福岡空港民営化に伴う修正</p> <p>福岡空港民営化に伴う修正</p> <p>福岡空港民営化に伴う修正</p>

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正素案 新旧対照表

<p>第2節 航空機の安全な運行の確保</p> <p>第1 規則の遵守指導  <u>空港事務所</u>は、航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するものとする。</p> <p>第2 教育訓練の充実等  <u>空港事務所</u>は、航空運送事業者等において実施する航空事業者等に対する安全教育・訓練の着実な実施を指導するものとする。また、航空運送事業者等に対し、過去の事故事例等を参考とした実践的な教育訓練内容の設定及びその実施を指導するとともに、その実施状況を把握し、必要に応じ、その改善・充実等を図るものとする。</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 略</p> <p>第2 搜索、救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1 略</p> <p>2 医療活動関係  (1) 略  (2) <u>県、市町村及び空港事務所</u>は、あらかじめ、消防と医療機関、事業者等と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する傷病者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>3 消火救難及び救助・救急、消火活動関係  (1) <u>空港事務所及び市町村</u>は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。  (2) <u>空港事務所及び市町村</u>は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、船舶、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</p> <p>第3～第4 略</p> <p>第5 防災関係機関による防災訓練の実施</p> <p>1 防災訓練の実施  <u>空港事務所及び航空運送事業者</u>は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、市町村、警察機関をはじめとする関係機関と相互に連携した訓練を実施するものとする。</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価  (1) <u>空港事務所等</u>が訓練を行うに当たっては、航空機事故及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携</p>	<p>第2節 航空機の安全な運行の確保</p> <p>第1 規則の遵守指導  <u>空港管理者等</u>は、航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するものとする。</p> <p>第2 教育訓練の充実等  <u>北九州空港事務所及び福岡国際空港株式会社</u>は、航空運送事業者等において実施する航空事業者等に対する安全教育・訓練の着実な実施を指導するものとする。また、航空運送事業者等に対し、過去の事故事例等を参考とした実践的な教育訓練内容の設定及びその実施を指導するとともに、その実施状況を把握し、必要に応じ、その改善・充実等を図るものとする。</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 略</p> <p>第2 搜索、救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1 略</p> <p>2 医療活動関係  (1) 略  (2) <u>県、市町村、北九州空港事務所及び福岡国際空港株式会社</u>は、あらかじめ、消防と医療機関、事業者等と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する傷病者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>3 消火救難及び救助・救急、消火活動関係  (1) <u>北九州空港事務所、福岡国際空港株式会社及び市町村</u>は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。  (2) <u>北九州空港事務所、福岡国際空港株式会社及び市町村</u>は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、船舶、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</p> <p>第3～第4 略</p> <p>第5 防災関係機関による防災訓練の実施</p> <p>1 防災訓練の実施  <u>北九州空港事務所、福岡国際空港株式会社及び航空運送事業者</u>は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、市町村、警察機関をはじめとする関係機関と相互に連携した訓練を実施するものとする。</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価  (1) <u>北九州空港事務所及び福岡国際空港株式会社</u>が訓練を行うに当たっては、航空機事故及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、</p>	<p>福岡空港民営化に伴う修正</p> <p>福岡空港民営化に伴う修正</p> <p>福岡空港民営化に伴う修正</p> <p>福岡空港民営化に伴う修正</p> <p>福岡空港民営化に伴う修正</p> <p>福岡空港民営化に伴う修正</p> <p>福岡空港民営化に伴う修正</p> <p>福岡空港民営化に伴う修正</p> <p>福岡空港民営化に伴う修正</p> <p>福岡空港民営化に伴う修正</p>
--	--	---

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正素案 新旧対照表

<p>強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡</p> <p>1 航空運送事業者</p> <p>航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を<u>空港事務所等</u>の関係防災機関に連絡するものとする。</p> <p>また、被害状況を把握できた範囲から直ちに<u>空港事務所等</u>の関係防災機関に連絡するものとする。</p> <p>2 <u>空港事務所</u></p> <p><u>空港事務所</u>は、航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、緊急計画で定める通報系統図等により、防災関係機関へ事故情報等の連絡を行う。</p> <p>3 県</p> <p>(1) 県は、<u>空港事務所等</u>から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡する。</p> <p>(2) 県は、<u>空港事務所</u>及び市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。</p> <p>4～5 略</p> <p>第2 略</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1 <u>空港事務所</u>の活動体制</p> <p><u>空港事務所</u>は、<u>空港事務所</u>内に「事故応急対策本部」等を設置し、速やかに、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。</p> <p>第2～3 略</p> <p>第4 県の活動体制</p>	<p>各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡</p> <p>1 航空運送事業者</p> <p>航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を<u>空港管理者等</u>の関係防災機関に連絡するものとする。</p> <p>また、被害状況を把握できた範囲から直ちに<u>空港管理者等</u>の関係防災機関に連絡するものとする。</p> <p>2 <u>空港管理者等</u></p> <p><u>北九州空港事務所</u>及び<u>福岡国際空港株式会社</u>は、航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、<u>緊急時対応計画</u>で定める通報系統図等により、防災関係機関へ事故情報等の連絡を行う。</p> <p>3 県</p> <p>(1) 県は、<u>空港管理者等</u>から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡する。</p> <p>(2) 県は、<u>空港管理者等</u>及び市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。</p> <p>4～5 略</p> <p>第2 略</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1 <u>空港管理者等</u>の活動体制</p> <p><u>空港管理者等</u>は、<u>所</u>内に「事故対策本部」等を設置し、速やかに、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。</p> <p>第2～3 略</p> <p>第4 県の活動体制</p>	<p>福岡空港民営化に伴う修正</p> <p>福岡空港民営化に伴う修正</p> <p>福岡空港民営化に伴う修正</p> <p>福岡空港民営化に伴う修正</p> <p>福岡空港民営化に伴う修正</p> <p>福岡空港民営化に伴う修正</p> <p>福岡空港民営化に伴う修正</p>										
<table border="1"> <tr> <td>担当課</td> <td>所</td> <td>掌</td> <td>事</td> <td>務</td> </tr> </table>	担当課	所	掌	事	務	<table border="1"> <tr> <td>担当課</td> <td>所</td> <td>掌</td> <td>事</td> <td>務</td> </tr> </table>	担当課	所	掌	事	務	
担当課	所	掌	事	務								
担当課	所	掌	事	務								

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正素案 新旧対照表

<p>防災危機管理局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空事業者及び消防庁との連絡調整に関すること。</li> <li>・被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。</li> <li>・市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。</li> <li>・事故対策本部等の設置に関すること。</li> <li>・関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整</li> </ul>	<p>防災危機管理局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空事業者及び消防庁との連絡調整に関すること。</li> <li>・被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。</li> <li>・市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。</li> <li>・事故対策本部等の設置に関すること。</li> <li>・関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整</li> </ul>	<p>組織変更</p>		
<p>県民情報広報課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関すること。</li> </ul>	<p>県民情報広報課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関すること。</li> </ul>			
<p>空港整備課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>空港事務所</u>との連絡調整に関すること。</li> <li>・その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ul>	<p>空港事業課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>空港管理者等</u>との連絡調整に関すること。</li> <li>・その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ul>			
<p>医療指導課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護班の編成及び派遣に関すること。</li> <li>・福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。</li> <li>・医療関係機関、団体等との連絡に関すること。</li> </ul>	<p>医療指導課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護班の編成及び派遣に関すること。</li> <li>・福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。</li> <li>・医療関係機関、団体等との連絡に関すること。</li> </ul>		<p>福岡空港民営化に伴う修正</p>	
<p>第5 略</p> <p>第6 関係機関の活動体制（<u>空港事務所</u>、市町村、警察、自衛隊、県医師会、第七管区海上保安本部等）          災害の規模が大きく、応急対策活動をより強化する必要がある時は、<u>空港緊急計画</u>に基づき<u>空港事務所</u>が設置する事故応急対策本部に職員を派遣する。</p> <p>第7～第9 略</p> <p>第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>第1 略</p> <p>第2 救助・救急活動</p> <p>1 空港及びその周辺での航空災害の場合          次によるほかは、「2 その他の地域での航空災害の場合」に準ずるものとする。          （1）福岡、北九州空港事務所は、空港及びその周辺（空港標点から概ね半径9kmの範囲）において航空災害が発災した場合には、速やかに被害状況を把握するとともに、空港内に事務所又は営業所等を有する関係機関からなる消火救難隊を編成して、迅速に救助・救急活動を行うものとする。          （2） 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 消火活動</p> <p>1 空港及びその周辺での航空災害の場合          次によるほかは、「2 その他の地域での航空災害の場合」に準ずるものとする。          （1）福岡、北九州空港事務所は、空港及びその周辺（空港標点から概ね半径9kmの範囲）における発災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し市町村に通報するとともに、相互連携の上、迅速な消火活動に当たる。</p>		<p>第5 略</p> <p>第6 関係機関の活動体制（<u>空港管理者等</u>、市町村、警察、自衛隊、県医師会、第七管区海上保安本部等）          災害の規模が大きく、応急対策活動をより強化する必要がある時は、<u>緊急時対応計画</u>に基づき<u>北九州空港事務所</u>又は<u>福岡国際空港株式会社</u>が設置する事故対策本部に職員を派遣する。</p> <p>第7～第9 略</p> <p>第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>第1 略</p> <p>第2 救助・救急活動</p> <p>1 空港及びその周辺での航空災害の場合          次によるほかは、「2 その他の地域での航空災害の場合」に準ずるものとする。          （1）北九州空港事務所及び福岡国際空港株式会社は、空港及びその周辺（空港標点から概ね半径9kmの範囲）において航空災害が発災した場合には、速やかに被害状況を把握するとともに、空港内に事務所又は営業所等を有する関係機関からなる消火救難隊を編成して、迅速に救助・救急活動を行うものとする。          （2） 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 消火活動</p> <p>1 空港及びその周辺での航空災害の場合          次によるほかは、「2 その他の地域での航空災害の場合」に準ずるものとする。          （1）北九州空港事務所及び福岡国際空港株式会社は、空港及びその周辺（空港標点から概ね半径9kmの範囲）における発災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し市町村に通報するとともに、相互連携の上、迅速な消火活動に当たる。</p>		<p>福岡空港民営化に伴う修正</p>	<p>福岡空港民営化に伴う修正</p>	<p>福岡空港民営化に伴う修正</p>

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正素案 新旧対照表

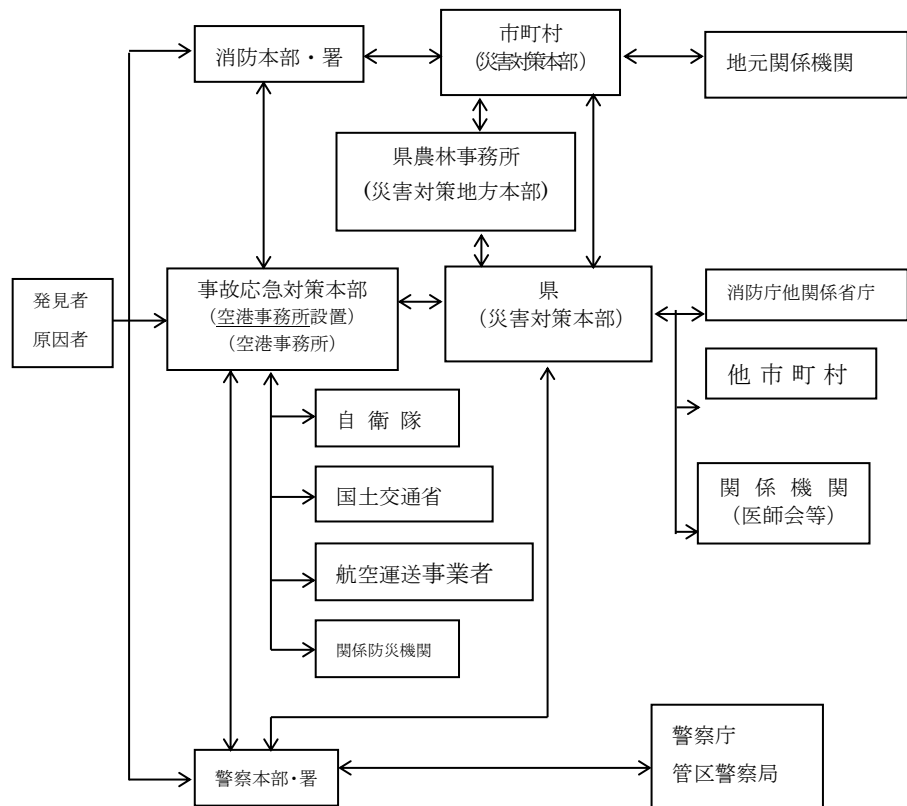
- (2)～(3) 略
- 2 略
- 3 資機材等の調達等
  - (1) 略
  - (2) 空港事務所、県及び市町村等の防災関係機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、消火活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第4節 略

第5節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1～第3 略

【航空災害情報伝達系統】



- (2)～(3) 略
- 2 略
- 3 資機材等の調達等
  - (1) 略
  - (2) 北九州空港事務所、福岡国際空港株式会社、県及び市町村等の防災関係機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、消火活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

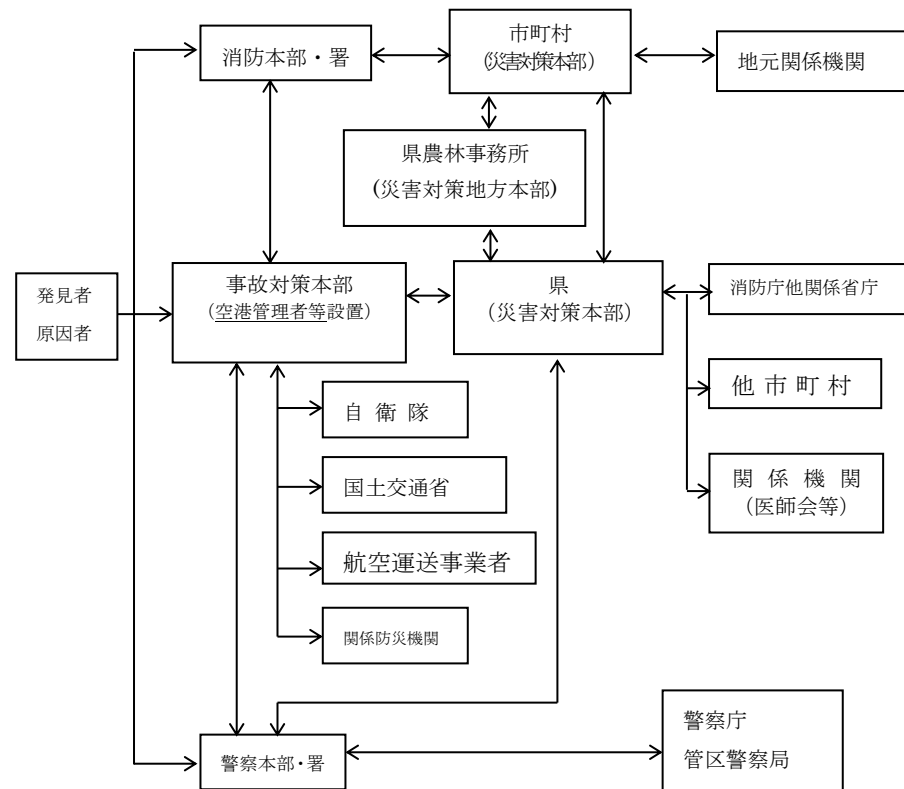
第4節 略

第5節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1～第3 略

【航空災害情報伝達系統】

a 航空運送事業者の運航する航空機の場合



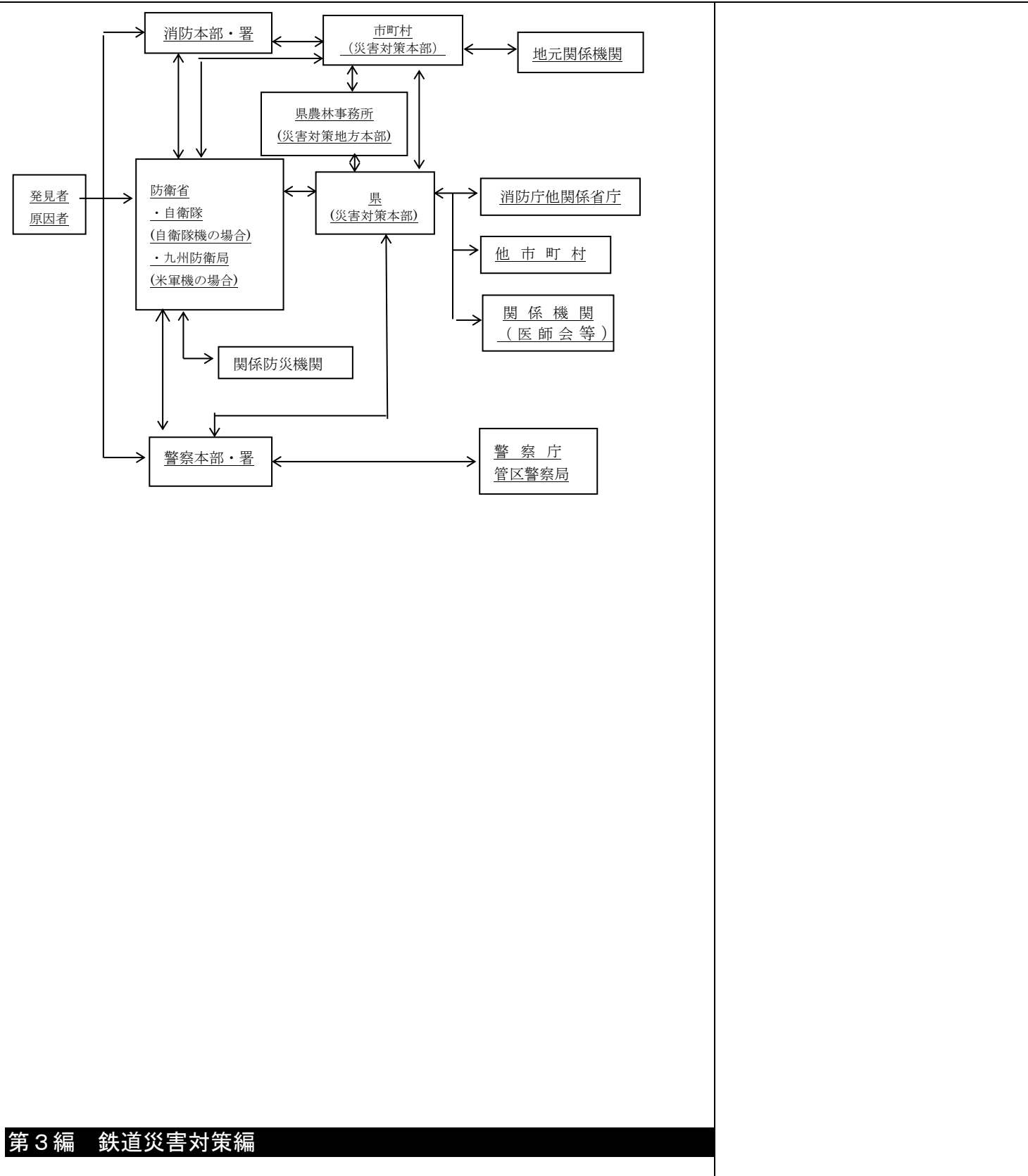
b 自衛隊機、米軍機の場合

福岡空港民営化に伴う修正

福岡空港民営化に伴う修正

追加記載

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正素案 新旧対照表



第3編 鉄道災害対策編  
第1章 総則

第3編 鉄道災害対策編



■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正素案 新旧対照表

<p>略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>略</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節～第2節 略</p> <p>第2節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>略</p> <p>第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>略</p> <p>第4節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>略</p> <p>第4章 災害復旧計画</p> <p>略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>略</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節～第2節 略</p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>略</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>略</p> <p>第5節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>略</p> <p>第4章 災害復旧計画</p> <p>略</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p><b>第7編 林野火災対策編</b> 第1章 総則</p>	<p><b>第7編 林野火災対策編</b></p>	

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正素案 新旧対照表

<p>略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 林野火災特別地域対策事業の推進</p> <p>県は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要のある地域について、林野火災特別地域対策事業を実施するように、当該市町村に対して、適切な指導を行うものとする。</p> <p>なお、林野火災特別対策事業の対象市町村は次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>北九州市、福岡市、八女市、<u>那珂川町</u>、添田町、みやこ町</p> </div>	<p>第1章 総則</p> <p>略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 林野火災特別地域対策事業の推進</p> <p>県は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要のある地域について、林野火災特別地域対策事業を実施するように、当該市町村に対して、適切な指導を行うものとする。</p> <p>なお、林野火災特別対策事業の対象市町村は次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>北九州市、福岡市、八女市、<u>那珂川市</u>、添田町、みやこ町</p> </div>	<p>市制の移行</p>
--	--	--------------